

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第3号

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
(帯広市まちづくり基本条例の一部改正)

第1条 帯広市まちづくり基本条例(平成18年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第20条中「別に」を「法令又は別に」に改める。

(帯広市情報公開条例の一部改正)

第2条 帯広市情報公開条例(平成12年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「非開示情報」を「不開示情報」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「著しい」を削り、同号中オをキとし、アからエまでをウからカまでとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

第7条中第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第8条から第10条までの規定中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第12条第1項中「起算して15日」を「14日」に改める。

第13条中「起算して30日」を「29日」に改める。

第19条第2項中「その翌日から起算して」を「審査請求があった日から」に改める。

第20条中「(以下「諮問実施機関」という。)」を削る。

第22条第1項を次のように改める。

次に掲げる事務を行うため、帯広市情報審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- (1) 第19条第1項の規定により諮問される審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問される審査請求について調査審議すること。
- (3) 実施機関からの求めに応じ、情報公開制度に関する重要事項について調査審議すること。

(4) 帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第7条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

第22条第2項中「、実施機関からの求めに応じて調査審議するほか」を削り、同条に次の1項を加える。

3 審査会は、個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問については、行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する同法第81条第1項の機関とする。

第27条第1項中「諮問実施機関」の次に「(審査請求に係る諮問をした実施機関をいう。以下同じ。)」を加え、「又は個人情報」を「又は保有個人情報」に、「個人情報保護条例第2条第1号に規定する」を「個人情報保護法第60条第1項に規定する保有」に改め、「が記録されている公文書」を削り、同条第2項中「基づく」を「よる」に改め、同条第3項中「に記録されている情報」を削り、「分類し、又は」を「分類又は」に改める。

第28条第2項中「承認」を「許可」に改める。

第30条第1項中「資料の写し」の次に「(電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)」を加え、同条第2項中「資料の閲覧」の次に「(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加える。

第30条の2中「第22条第1項」を「第22条第1項第1号及び第2号」に改める。

第31条中「ときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の」を「、又は第22条第2項の規定による意見の具申をしたときは、その」に改め、同条に次の1項を加える。

2 審査会は、前項の諮問が審査請求に係る諮問である場合においては、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

第41条の見出し中「実施機関への」を削り、同条中「実施機関が」を「規則で」に改める。

(帯広市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第3条 帯広市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、関係法令に定めるもののほか」を削り、「施行に関し必要な」を「施行に関し、別に定めるもののほか、必要な」に改める。

第3条中「機関」の次に「(別に条例で定めるものを除く。)」を加える。

第9条中「次に掲げる」を「帯広市情報公開条例(平成12年条例第1号)第19条第1項の」に、「法第9条第1項」を「法第9条第1項本文」に改め、同条各号を削る。

(帯広市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第4条 帯広市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第8条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定及び第8条第1項」に改める。

(帯広市個人情報保護条例の廃止)

第5条 帯広市個人情報保護条例(平成7年条例第41号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(帯広市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第3条の規定による廃止前の帯広市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第12条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる者に係る旧条例第14条第2項の規定による同条第1項に規定する旧実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものが行う委託の事務(以下「旧委託事務」という。)又は公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管理を行う指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が行う管理の事務(以下「指定管理事務」という。)に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧委託事務に従事している者又は施行日前において旧委託事務に従事していた者
 - (2) この条例の施行の際現に指定管理事務に従事している者又は施行日前において指定管理事務に従事していた者
- 4 施行日前に旧条例第15条第1項若しくは第2項(旧条例第30条第2項及び第38条第

3項において準用する場合を含む。)、第30条第1項又は第38条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- 5 附則第2項に規定する者及び附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書（旧条例第2条第4号に規定する公文書をいう。以下同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 6 附則第2項に規定する者及び附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた公文書に記録されている旧個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 旧条例第14条第1項の委託又は管理の事務を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者を含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の事務に関して、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。
- 8 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 9 この条例の施行前にした行為及び附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。